

新 J A S D A Q 開設後のジャスダック取引参加者の取引参加者料金について（案）

平成 22 年 7 月 27 日
株式会社大阪証券取引所

項 目	内 容	備 考
I 趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、ジャスダック取引参加者の取引参加者料金は、本年 4 月に合併したジャスダック証券取引所の料金体系を踏襲していますが、本年 10 月に予定している新 J A S D A Q の開設に際し、ジャスダック証券取引所との統合効果等を踏まえ、料金体系の一部を見直すこととします。 ・また、市場統合にあわせてリクイディティ・プロバイダー（以下「L P」といいます。）制度を見直すことに伴い、L P へのインセンティブも見直すこととします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併に先立ち、ジャスダック証券取引所において、平成 21 年 9 月に取引参加者料金の一部である「売買システム施設利用料」を廃止し、今回の見直しに先行して、統合効果を取引参加者料金に還元しました。 ・L P 制度は、J A S D A Q における流動性向上のための制度です。
II 改正概要 1 取引参加者料金－取引手数料に係る体系の見直し	<p>①新 J A S D A Q に上場する銘柄の立会取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の体系において、現在の標準料率「万分の 2.400」を、現行の 8 / 10 となる「万分の 1.920」とします。 ・月間売買代金 5 億円以下の部分については、現行の適用料率「0」を継続します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・立会取引には、業務規程第 4 章に規定する売買立会による売買以外の売買（立会外分売等）を含みます。 ・現在、自己株式取得

項 目	内 容			備 考																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">月間売買代金</th> <th>現行料率</th> <th>新料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 億円以下</td> <td>の金額につき</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>5 億円超 100 億円以下</td> <td>の金額につき</td> <td>万分の 2.160</td> <td>万分の 1.728</td> </tr> <tr> <td>100 億円超 1000 億円以下</td> <td>の金額につき</td> <td>万分の 2.400</td> <td>万分の 1.920</td> </tr> <tr> <td>1000 億円超 1500 億円以下</td> <td>の金額につき</td> <td>万分の 1.920</td> <td>万分の 1.536</td> </tr> <tr> <td>1500 億円超</td> <td>の金額につき</td> <td>万分の 1.680</td> <td>万分の 1.344</td> </tr> </tbody> </table>	月間売買代金		現行料率	新料率	5 億円以下	の金額につき	0.0	0.0	5 億円超 100 億円以下	の金額につき	万分の 2.160	万分の 1.728	100 億円超 1000 億円以下	の金額につき	万分の 2.400	万分の 1.920	1000 億円超 1500 億円以下	の金額につき	万分の 1.920	万分の 1.536	1500 億円超	の金額につき	万分の 1.680	万分の 1.344			<p>(標準料率×0.9)</p> <p>(標準料率)</p> <p>(標準料率×0.8)</p> <p>(標準料率×0.7)</p>	<p>取引及び終値取引の売買代金は立会取引の売買代金に合算して、左表を適用していますが、新 J A S D A Q の取引手数料体系では、今回の改正により、当該取引の売買代金は立会取引の売買代金に合算しないこととします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左表の「現行料率」は、現在の立会外取引市場において適用している料率をいいます。 ・定額料金制を選択した場合、4月から1年単位での適用になります。
月間売買代金		現行料率	新料率																										
5 億円以下	の金額につき	0.0	0.0																										
5 億円超 100 億円以下	の金額につき	万分の 2.160	万分の 1.728																										
100 億円超 1000 億円以下	の金額につき	万分の 2.400	万分の 1.920																										
1000 億円超 1500 億円以下	の金額につき	万分の 1.920	万分の 1.536																										
1500 億円超	の金額につき	万分の 1.680	万分の 1.344																										
	<p>②新 J A S D A Q に上場する銘柄の J - N E T 取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の立会外取引市場の取引は、新 J A S D A Q の開設に際して、J - N E T 市場において行うこととなりますが、この取引に係る手数料は、取引活性化の観点から、取引手法によらず、月間売買代金の「万分の 0.027」とし、さらに、定額料金制（月額 10 万円）を新設することとします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>取引手法</th> <th>現行料率</th> <th>新料率</th> <th>現行比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自己株式取得取引</td> <td rowspan="2">立会取引に含めて課金 (標準料率：万分の 2.400)</td> <td rowspan="4">万分の 0.027</td> <td rowspan="2">1/100</td> </tr> <tr> <td>終値取引</td> </tr> <tr> <td>単一銘柄取引</td> <td>万分の 0.500</td> <td>5/100</td> </tr> <tr> <td>バスケット取引</td> <td>万分の 0.050</td> <td>54/100</td> </tr> </tbody> </table>			取引手法	現行料率	新料率	現行比	自己株式取得取引	立会取引に含めて課金 (標準料率：万分の 2.400)	万分の 0.027	1/100	終値取引	単一銘柄取引	万分の 0.500	5/100	バスケット取引	万分の 0.050	54/100											
取引手法	現行料率	新料率	現行比																										
自己株式取得取引	立会取引に含めて課金 (標準料率：万分の 2.400)	万分の 0.027	1/100																										
終値取引																													
単一銘柄取引	万分の 0.500		5/100																										
バスケット取引	万分の 0.050		54/100																										

項 目	内 容			備 考																
2 LPへのインセンティブの見直し	<p>・LPの指定を受けた銘柄の立会取引において、LP注文が約定した場合に、以下の額をインセンティブとしてLPに支払うものとします(高流動性銘柄を除く。)。なお、インセンティブの対象は、平成22年2月に公表しました「JASDAQ・ヘラクレスの市場統合に伴う諸制度の整備について(案)」に記載のとおり、ザラバにおけるLP注文による約定のうちLPが約定の相手方よりも先にLP注文を出していた場合の約定から、LP注文による約定すべてに拡大します。</p> <table border="1" data-bbox="461 624 1688 1082"> <thead> <tr> <th data-bbox="461 624 741 684">現行</th> <th colspan="3" data-bbox="741 624 1688 684">変更後</th> </tr> <tr> <th data-bbox="461 684 741 804">インセンティブ</th> <th data-bbox="741 684 1144 804">条件</th> <th data-bbox="1144 684 1464 804">インセンティブ</th> <th data-bbox="1464 684 1688 804">実質手数料 (新料率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="461 804 741 943">当該月の対象となる取引の取引手数料の90%相当額を割り引き、さらに50%相当額を還元</td> <td data-bbox="741 804 1144 943">LP注文(新規注文)件数が月間累計で5万件以上の場合</td> <td data-bbox="1144 804 1464 943">当該月の対象となる取引の取引手数料の90%相当額を還元</td> <td data-bbox="1464 804 1688 943">万分の0.192</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 943 741 1082"></td> <td data-bbox="741 943 1144 1082">LP注文(新規注文)件数が月間累計で5万件未満の場合</td> <td data-bbox="1144 943 1464 1082">当該月の対象となる取引の取引手数料の20%相当額を還元</td> <td data-bbox="1464 943 1688 1082">万分の1.536</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">〔参考〕LP注文以外の売買 万分の1.920</p> <p>・インセンティブの変更後も、LPの義務は、現行のとおり(毎営業日において、流動性を向上させるため、売買立会におけるLP銘柄の注文状況等に応じて、売り若しくは買いの一方又は双方の注文を適切に発注すること)とします。</p>			現行	変更後			インセンティブ	条件	インセンティブ	実質手数料 (新料率)	当該月の対象となる取引の取引手数料の90%相当額を割り引き、さらに50%相当額を還元	LP注文(新規注文)件数が月間累計で5万件以上の場合	当該月の対象となる取引の取引手数料の90%相当額を還元	万分の0.192		LP注文(新規注文)件数が月間累計で5万件未満の場合	当該月の対象となる取引の取引手数料の20%相当額を還元	万分の1.536	<p>・「高流動性銘柄」とは、現行同様、上期(1月～6月)と下期(7月～12月)のそれぞれについて、合計売買代金の上位10銘柄をいいます。</p> <p>・「LP注文」とは、LPが、LPの指定を受けた銘柄において、立会時間中に発注する自己注文(立会時間前に発注し寄付き時点で有効な注文を含む。)をいいます。</p>
現行	変更後																			
インセンティブ	条件	インセンティブ	実質手数料 (新料率)																	
当該月の対象となる取引の取引手数料の90%相当額を割り引き、さらに50%相当額を還元	LP注文(新規注文)件数が月間累計で5万件以上の場合	当該月の対象となる取引の取引手数料の90%相当額を還元	万分の0.192																	
	LP注文(新規注文)件数が月間累計で5万件未満の場合	当該月の対象となる取引の取引手数料の20%相当額を還元	万分の1.536																	

項 目	内 容	備 考
3 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他所要の改正を行います。 	
Ⅲ 実施時期等	<ul style="list-style-type: none"> ・新JASDAQを開設する平成22年10月12日から実施します。 ・平成22年10月の取引参加料金は、施行日前後それぞれで日割り計算を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新JASDAQの開設日が変更となった場合には、本件見直しの実施時期も合わせて変更するものとします。

以 上